

## 面会規程

### 1.目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持に資するのみならず、円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2.基本方針

当院は、入院中の患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策、その他病院の運営上のやむをえない場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

### 3. 面会時間および面会人数、回数

面会時間は原則として次の時間帯、人数、回数を条件とする。

- (1) 毎日 14 時 00 分～17 時 00 分までとし、1 回の面会に時間制限はないものとする。ただし、診療、看護、その他の事情により、医師または病棟職員の判断で面会時間を調整することがある。
- (2) 面会時間内であれば、面会人数、回数に制限はないものとする。ただし、診療、看護、その他の事情により、医師または病棟職員の判断により人数を分割することがある。
- (3) 駐車料金は、30 分まで無料、以降 20 分毎に 100 円の費用が発生する。原則、面会によるサービス券の発行はしない。
- (4) HCU 病棟は、集中治療病棟として重症患者の治療環境確保と感染防止のため、厳重な管理を必要とする。よって HCU 病棟への面会は以下のように定める。
  - ・毎日 15 時 00 分～16 時 30 分まで
  - ・面会者は家族のみ、面会 1 回につき 2 名まで、回数制限はなし
  - ・1 回の面会時間は最長 30 分までただし、診療、看護、その他の事情により、医師または病棟職員の判断で調整することがある。

### 4.面会者

面会者は原則として次の者とする。

- (1) 一般病棟は、面会者の続柄に制限はないものとする。
  - (2) 年齢制限を設けないが、サージカルマスク(不織布マスク)を適切に着用できる者に限る。
- ただし、診療、看護、その他の事情により、医師または病棟職員の判断で調整することがある。

### 5.面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱(37.5℃以上)、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 患者、又は面会者が感染症に罹患している場合
- (3) 過去 1 週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

## 6.面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。なお、安全管理および他者への配慮のため、面会は必ず指定の場所で行うものとする。指定場所以外での面会に起因する事態について、当院は責任を負わない。

- (1) 病棟内の談話室
- (2) 患者の病状等により病室内

ただし、診療、看護、その他の事情により、医師または病棟職員の判断により、1階エントランス等の病棟外での面会を許可する場合がある。

## 7.面会手順

面会は次の手順にて行うものとする。

- ① 設定されている出入口にて検温器で体温を計測し、健康確認表を記入する。
- ② 入院する病棟までエレベーターで上がり、自動扉前のインターフォンを押す。
- ③ 病棟のスタッフステーションカウンターにて受付用紙を記入する。
- ④ 病棟スタッフは、受付用紙の内容および面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。面会可能な場合は、面会カードを首からさげて病室へ訪問する。
- ⑤ 面会終了後は、面会カードをスタッフステーションへ返却する。

## 8.面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) サージカルマスク(不織布マスク)を着用すること
- (3) 患者が感染症に罹患していて、やむをえず面会する場合にはN95マスク、ビニールエプロン、手袋等の個人防護具を着用していただく場合がある。

## 9.面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 病院敷地内での写真・動画撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院職員の指示に従わない行為

## 10.面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。

- (1) 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと医師または病棟職員が判断した場合。

## 11.面会の特例

次の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) 主治医または病院が必要と判断した場合

## 12.代替手段

感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、代替手段での面会を支援する。

## 13.周知

本規程の内容は、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族、キーパーソンへ周知する。

## 14.感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が発生した場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、管理会議の判断により決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

## 15.規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の制定および改訂は、院内関係部署の意見を踏まえたうえで病院長の承認を得て決定する。

本規程は 2026 年 6 月 1 日より施行する。